

萩市鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鉛製の給水管（以下「鉛管」という。）の布設替えの促進を図るため、鉛管を取り替える工事を行う者に対し、予算の範囲内で鉛製給水管取替工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる工事は、配水管及び給水管の分岐箇所から止水栓までの鉛管（公共団体が所有する鉛管を除く。）の全部を口径25ミリメートル以下の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める材料（以下「指定材料」という。）に取り替える工事（公共事業による工事を除く。以下「対象工事」という。）とする。

2 助成の対象範囲は、道路上及び敷地内の工事に係る材料費、配管工事費及び土木工事費（取替予定箇所に鉛管が使用されていないことが判明した場合の土木工事費を含む。）とする。ただし、敷地内の掘削復旧に係る土木工事費については、次の各号に掲げる復旧のいずれかに要する範囲までとする。

- (1) 流用土による復旧
- (2) アスファルト合材による復旧
- (3) 簡易なコンクリートによる復旧

3 その他助成対象範囲については、管理者が定める。

(交付の対象)

第3条 助成金は、対象工事を行う者に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を行う者が萩市の水道料金、下水道使用料又は市税等を滞納しているときは、交付の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象工事1件につき、当該工事に係る費用の2分の1の額とする。ただし、100,000円を限度とする。

2 前項の規定による助成金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

3 申請者が対象工事により増径を行ったときは、従前と同口径の指定材料に取り替えたものとみなして助成金の額を算定する。

4 前項に定めるもののほか、助成金の額の算定方法については、管理者が定める。

(交付申請)

第5条 申請者は対象工事の竣工検査完了の日から起算して30日以内に、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）同意書（様式第2号）

（2）管理者の承認を受けた給水装置工事施工許可書の写し

（3）助成金が算出可能な出来高管理表等

（4）前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否及び交付額を決定し、鉛製給水管取替工事助成金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けたときは、鉛製給水管取替工事助成金交付請求書（様式第4号）を管理者へ提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（受領委任払）

第8条 管理者は、申請者が助成金受領の権限を対象工事を施行した指定給水装置工事事業者に委任した場合、助成金として申請者に支払う額を工事施行者に支払うことができる。

2 申請者は、前項の受領委任払を希望する場合、助成金の受領に関する委任状（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月14日から施行する。